介護保険

お問合せ
福祉介護課介護保険係

介護保険で福祉用具を「借りる」「買う」

介護保険には、福祉用具の貸与費用および購入費用の９割を支給するサービスがあります。どちらのサービスを利用する場合にも、まずは担当のケアマネージャーに相談してください。

福祉用具を借りる「福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）」

一般の在宅サービスと同様に、ケアプランに沿って提供されるサービスです。ケアプラン作成時にケアマネージャーとよく相談し、ご利用ください。

要介護度に応じた月々の利用限度額の範囲内で利用することができ、実際にかかった費用の１割が自己負担となります。なお、用具の種類や事業者によって、貸出料金は異なります。

◀ 福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）の対象となるもの ▶

①車いす　②車いす付属品（クッション、電動補助装置等）③特殊寝台　④特殊寝台付属品（サイドレール、マットレス、スライディングボード等）⑤床ずれ防止用具　⑥体位変換器（起き上がり補助装置を含む）⑦手すり　⑧スロープ　⑨歩行器　⑩歩行補助つえ（松葉づえ、多点つえ等）⑪認知症老人徘徊感知器（離床センサーを含む）⑫移動用リフト（立ち上がり座いす、入浴用リフト、段差解消機、階段移動用リフトを含む）

※要支援１・２の方と、要介護１の方は、①〜⑥、⑪、⑫の品目については、原則として利用が認められません。

※移動用リフトのつり具部分は「特定福祉用具購入（介護予防福祉用具購入）」の対象になります。

福祉用具を買う「特定福祉用具購入（介護予防福祉用具購入）」

入浴や排せつなどに使用される貸与になじまない特定の福祉用具を購入する際に、購入費の９割を支給するサービスです。支給限度額は年間（毎年４月１日から１年間）10万円で、その１割が自己負担となります。いったん全額を支払い、申請により後で９割部分が支給されます。

▶特定福祉用具購入費（介護予防福祉用具購入費）支給までの流れ

①相談・検討　担当のケアマネージャーと相談し、自分の身体に適したものを選びましょう。

②指定業者で購入　代金支払時に「購入者氏名」「用具名」の明記された領収証と、用具を特定できるパンフレットや取扱説明書等（コピー可）をもらってください。

③役場福祉介護課へ申請　役場福祉介護課で申請をしてください。

《申請に必要なもの》申請書（必要な理由や振込先の口座番号等を記入し、請求者氏名の印鑑を押してください。）、領収証（原本を提出）、用具を特定できるパンフレットや取扱説明書等の写し

④購入費の支給　審査後（概ね２カ月後）に購入費用の９割がご指定の口座に振り込まれます。

◀ 特定福祉用具購入（介護予防福祉用具購入）の対象となるもの ▶

①腰掛便座　②特殊尿器（自動排泄処理装置を含む）③入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等）④簡易浴槽　⑤移動用リフトのつり具部分

※指定を受けていない事業者から購入した場合は支給の対象になりませんので、担当のケアマネージャーに必ず確認をしてください。

福祉用具の誤使用による事故が多発しています。必ず、正しい使い方をしましょう。